見える化状況検査を踏まえた各府省の取組の一例

見える化状況検査の結果により、個別統計調査の情報開示の状況が明らかとなったこと、また、平成29年12月27日に総務省が提示したひな型を参考とし、一部スコアの低迷した統計調査において、情報の充実が見られることから、その事例を紹介する。

- 薬事工業生産動態統計調査の取組状況
- 学校教員統計調査の取組状況

薬事工業生産動態統計調査の取組状況

メインページ



過去情報			
過去情報については、 <u>試界の概要</u> からご覧ください。 1月19日			
その他			
學生労働省			
〒100-8916 東京都干代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111 (代表) Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.			

調査の概要

変更後 変更前 主な追加箇所 〈調査の沿革〉 **学** 厚生労働省 厚生労働省 〈調査の対象数〉 薬事工業生産動態統計調査:調査の概要 薬事工業生産動態統計調査:調査の概要 調査の概要 調査の概要 〈抽出方法〉 調査の目的 調査の目的 薬事工業生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査(基幹統計である薬事工業生産動態統計を作成するための調査)として、医薬品、医薬部外 この調査は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する生産の実態等を明らかにすることを目的として、毎月調査を実施している。 品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)に関する生産の実態等を明らかにすることを目的としています。 調査の根拠法令 <u>薬事工業生産動態統計調査規則</u> 昭和27年月11日に指定統計調査(改正後の統計法(平成19年法律第53号)施行後は、基幹統計調査に移行)になっており、これまでの主な改正としては、 昭和42年の集計の機械化、昭和48年の(1)題香対象(輸入販売業)の追加、(2)題香事項(輸出入の状況)の追加、(3)題香票の練序会(7題香票→6題香票)及 調査の対象 び(4)集計システムの変更、平成11年のフレキシブルディスクへの記録による申告の追加並びに平成17年の(1)輸入販売業の廃止、製造販売業の追加、(2)実 生産医薬品に係る調査の廃止(6調査票→5調査票)があります。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する以下の事業所を対象とし、その全数を客体とす (1) 厚生労働大臣の許可を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造販売する事務所(以下「製造販売事務所」という。) (2) 厚生労働大臣の許可又は登録を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造する製造所 薬事工業生産動態統計調査は、 <u>統計法</u>(総務省)(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査(基幹統計である薬事工業生産動態統計を 作成する調査)として、 <u>薬事工業生産動態統計調査規則(</u>厚生労働省)(昭和27年厚生省令第10号)に基づき実施しています。 調査の対象 (1) 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の品目ごとの月間生産(輸入)金額及び数量、月間出荷金額及び数量、月末在庫金額及び数量。 (2) 従業者数(医薬品製造所のみ) 1. 調査対象の範囲 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する以下の事業所を対象とし、その全数を客体とし 調査の時期 毎月末現在 (1) 製造販売業の許可を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造販売する事務所(以下「製造販売事務所」という。) (2) 製造業の許可又は登録を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造する製造所ただし、以下の事業所は調査範囲から除外し 調査の方法 [1] 薬局開設者が当該薬局の設備及び器具をもって製造する医薬品の製造販売事務所及び製造所 調査票は、製造販売事務所に対しては厚生労働省が直接配布し、製造販売事務所の管理責任者が記入する。製造所に対しては厚生労働省が都道府県を [2] 医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の包装・表示・保管のみを行う製造所 経由して配布し、製造所の管理責任者が記入する。 [3] コンドーム又は視力補正用レンズの小分けのみを行う製造所 厚生労働省-製造販売事務所 [4] 脱脂綿又はガーゼの小分けのみを行う製造所及び生理処理用品(脱脂綿のみからなるものを除く。)の大判製品のみを製造する製造所 厚生労働省一都道府県一統計調査員一製造所 ■ 2. 調査対象数 調査対象事業所数は約11,700事業所です(平成28年3月末現在)。 製造販売事務所:約4,400事業所 調査の結果 なお、この調査の対象となる事業所の管理責任者は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条(報告義務)で義務付けられています(💆 利用上の注意 事工業生産動態統計調查規則第7条参照)。 薬事工業生産動態統計 医療機器統計表の標章について 事業所の選定は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業許可台帳及び製造業許可台帳を使用しています。 調査事項 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表) 1. 医薬品等の月間生産(輸入)金額及び数量 Copyright @ Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved 2. 医薬品等の月間出荷金額及び数量 3. 医薬品等の月末在庫金額及び数量 4. 月末在籍従業者数(医薬品に係る製造所のみ) 5. 月間臨時従業者延数(医薬品に係る製造所のみ) 調査票 調査票と記入要領は以下のとおりです。

調査票(印刷用PDF)(平成26年11月25日版)

- 第1号様式(医薬品) [80KB]
- 第Ⅱ号様式(医薬品) [93KB] 第IV号様式(衛生材料)[90KB]
- 第V号様式(医療機器・再生医療等製品)[76KB]
- 第Ⅵ号様式(医薬部外品) [83KB]

調査票(印刷用Excel)(平成26年11月25日版)

- 第Ⅰ号様式(医薬品) [100KB]
- 第Ⅱ号様式(医薬品) [110KB]
- 第Ⅳ号様式(衛生材料)[108KB]
- 第V号様式(医療機器・再生医療等製品) [109KB]
- 第Ⅵ号様式(医薬部外品) [111KB]

調査票記入例(平成28年1月版)

- 第1号様式記入例(医薬品) [200KB]
- 第II号様式記入例(医薬品 [685KB]
- 第IV号様式記入例(衛生材料) [506KB]
- 第V号様式記入例(医療機器■再生医療等製品) [584KB]
- <u>第VI号様式記入例(医薬部外品)</u> [596KB]

調査票記入要領(平成29年1月版)

- 医薬品 [1,611KB]
- (抜粋)医薬品銘柄コード登録票 [370KB]
- 医薬部外品 [544KB]
- <u>医療機器</u> [2,150KB]
- (抜粋)別表「医療機器統計分類表」[610KB]
 (参考)調査票記入ガイドライン(一般社団法人 日本医療機器産業連合会ホームページ)」
- 再生医療等製品 [421KB]

調査の時期

1.調査の時期

毎月末現在

ただし、月間臨時従業者延数は毎月1日から月末までの1か月間

- 2.調査票の配布 回収
- 餌杏葉配布時期
- 調査年の1月中旬頃(12ヶ月分配布)
- 調査票提出期限 調査月の翌月10日まで

調査の方法

製造販売事務所の管理責任者は厚生労働省宛てに、製造所の管理責任者は都道府県宛てに調査月の翌月10日までに調査票を提出します。

[調査経路]

厚生労働省一製造販売事務所

厚生労働省一都道府県一統計調査員一製造所 【配布方法】

調査員又はオンライン

【収集方法】

製造販売事務所:郵送又はオンライン

製造所:郵送又はオンライン

■ 1.調査票の提出方法

調査票の提出方法は以下の(1)~(3)から選択願います。

- (1) 紙媒体による郵送
- 調査票に必要事項を記載の上郵送願います
- (2) 電磁的記録媒体による郵送

※薬事工業生産動態統計調査報告対象事業所の方へ



薬事工業生産動態統計調査報告対象事業所の方へ

<u>薬事工業生産動態統計調査オンライン報告のご案内</u> [279KB]

実施時期コード手順書 [1,054KB] 実施時期コード(2013年1月分以降)(ZIP) [4KB]

オンライン報告を行っていて、2013年1月分以降の報告を事業者システムV6.0又はV6.1でお使い頂く場合は、「実施時期コード」の更新が必要ですので、圧縮ファイルの解決してお 使いくださいますようお願いします。

調査票の提出方法

調査票の提出方法は以下の(1)~(3)から選択願います。(平成22年1月現在)

(1) 紙媒体による郵送

調査票をプリントアウトし、手書き内容記載の上送付願います。 ※PDFファイルに入力は出来ません。

「事業者システム」を利用し作成した調査票の電子ファイルをFD等の磁気媒体で送付願います。

※(3)によるオンライン送信以外のインターネットを利用した送信は受け付けておりません

(3) オンライン送信

「事業者システム」を利用し作成した調査票の電子ファイルを <u>政府統計オンライン調査システム</u>にて送信願います。(送信には専用のIDが必要です。) 政府統計オンライン調査システム用IDの申請について

※提出先が都道府県となる製造業事業者の場合は、利用可能かどうか管轄の都道府県へご確認願います。

調査票の提出先

- 製造所→都道府県の業務主幹課へ提出願います
- 製造販売事務所→厚生労働省医政局経済課へ提出願います

各様式等ダウンロード

調査票(印刷用)(平成26年11月25日版)

- 第Ⅰ号様式(医薬品) [80KB]
- 第Ⅱ号様式(医薬品) [93KB] 第IV号模式(衛生材料) [90KB]
- 第V号様式(医療機器・再生医療等製品) [76KB]
- <u>第VI号様式(医薬部外品)</u> [83KB]

調査票記入例(平成28年1月版)

- 第1号様式記入例(医薬品)[200KB]
- 第Ⅱ号様式記入例(医薬品 [685KB]
- 第Ⅳ号様式記入例(衛生材料) [506KB]
- 第V号様式記入例(医療機器・再生医療等製品) [584KB]
- 第VI号模式記入例(医薬部外品)[596KB]

調査票記入要領(平成29年1月版)

- 医薬品 [1,611KB]
- (抜粋)医薬品銘柄コード登録票 [370KB]
- 医薬部外品 [544KB] ● 医療機器 [2,150KB]
- (抜粋)別表「医療機器統計分類表」[610KB]
- (参考)調査票記入ガイドライン(一般社団法人 日本医療機器産業連合会ホームページ)」
- 衛生材料 [417KB]
- 再生医療等製品 [421KB]

〈調査票の配布時期〉

〈調査票の回収時期〉

「事業者システム」を利用し作成した調査票の電子ファイル(CSVファイル形式)を電磁的記録媒体(FD、CD等。以下同じ。)で郵送願います。

事業者システム」を利用し作成した調査票の電子ファイル(XMLファイル形式)を改府統計オンライン調査システムにて送信願います(送信には専用のIDが必要です。「 <u>政府統計オンライン調査システム用IDの申請について」</u>をご覧ください。)。 ※(3)によるオンライン送信以外のメール等を利用した送信は受け付けておりません。

2.事業者システム

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv6.4」のダウンロード・ヘルプデスク問い合わせ方法</u>

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv6.3」のダウンロード・ヘルプデスク問い合わせ方法</u> はリンク先に掲載しております。

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv62」のダウンロード・ヘルプデスク問い合わせ方法</u> はリンク先に掲載しております。

調査票電子ファイル作成「事業者システムv5.0」のダウンロード

※Windows2000以前をご利用の方(オンライン報告は出来ませんのでご留意下さい)

製造所→都道府県の薬務主幹課へ提出願います 製造販売事務所→厚生労働省医政局経済課へ提出願います



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

事業者システム

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv6.4」のダウンロード・ヘルプデスク問い合わせ方法</u> はリンク先に掲載しております。

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv63」のダウンロード・ヘルプデスク問い合わせ方法</u>はリンク先に掲載しております。

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv6.2」のダウンロード・ヘルプデスク問い合わせ方法</u>

はリンク先に掲載しております。

<u>調査票電子ファイル作成「事業者システムv50」のダウンロード</u> ※Windows2000以前をご利用の方(オンライン報告は出来ませんのでご留意下さい)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表) Copyright @ Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

調査の結果

変更後 変更前 主な追加箇所 ※用語の解説 厚生労働省 薬事工業生産動態統計調査:調査の結果 **学** 厚生労働省 調査の結果 ご覧の施策内容について多くの皆さまのご意見をお待ちしております。 意見を送信する 用語の解説 ・用語の解説 ■ 1. 用語の解説 (1) 生産金額 (2) 生産数量 各製造所において調査期間に製造された最終製品(衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあっては大判製品)の生 (3) 出荷金額 産金額です。この金額は生産数量を事業所販売価格で評価した価格に消費税を加えた価格です。 (4) 月末在庫金額 (5) 製造所数(製造販売事務所数) 各製造所において調査期間に製造された最終製品(衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあっては大判製品)の (7) その他の医薬品 生産数量です。この場合において国家検定品はその合格数量をもって生産数量としています。 (8) 一般用医薬品 (9) 配置用家庭薬 (10) セルフメディケーション税制対象医薬品 調査期間において自製造所(自製造所で管理している倉庫を含む)以外の他の場所への出荷(販売による出 (11) 輸入※ (12) 輸入品☆ 荷、同一企業体内の他の製造所、営業所、他の場所にある倉庫への出荷等)がなされた金額です。この金額は (13) 委託製造 生産金額の評価方法に準じ評価した金額です。 (14) 受託 (15) 常用従業者 (16) 臨時従業者 調査期間の12月末現在で自製造所(自製造所で管理している倉庫を含む)内にある自製造所製品の在庫金額 (17) 特揭医薬品、特揭医薬部外品 です。この金額は生産金額の評価方法に準じ評価してあります。 (18) 自家消費 (19) 大判製品 製造所数(製造販売事務所数) 調査期間において最終製品(衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあっては大判製品)の生産(輸入)、出荷又は 各製造所において調査期間に製造された最終製品(衛生材料の脱脂締及びガーゼにあっては大判製品) の生産金額です。この金額は生産数量を事業所 月末在庫に異動があった製造所(製造販売事務所)の数です。 販売価格で評価した価格に消費税を加えた価格です。 各製造所において調査期間に製造された最終製品(衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあっては大判製品)の生産数量です。この場合において国家検定品 要師もしくは歯科医師によって使用され、またはこれらの者の処方せんもしくは指示によって使用されることを はその合格数量をもって生産数量としています。 目的として供給される医薬品です。 その他の医薬品 調査期間において自製造所(自製造所で管理している倉庫を含む)以外の他の場所への出荷(販売による出荷、同一企業体内の他の製造所、営業所、他 医療用医薬品以外の医薬品です。 この金額は生産金額の評価方法に準じ評価した金額です。 一般用医薬品 (4)月末在庫金額 その他の医薬品のうち、配置用家庭薬以外の医薬品です。 調査期間の12月末現在で自製造所(自製造所で管理している倉庫を含む)内にある自製造所製品の在庫金額です。この金額は生産金額の評価方法に準じ 配置用家庭薬 (5)製造所数(製造販売事務所数) その他の医薬品のうち、主として配置用家庭薬に用いることを目的として供給される医薬品です。 調査期間において最終製品(衛生材料の脱脂綿およびガーゼにあっては大判製品)の生産(輸入)、出荷又は月末在庫に異動があった製造所(製造販売事 務所)の数です。 (6)医療用医薬品 主として輸入された医薬品(原末、原液及び製剤原料を含む。)から製造された医薬品です。 医師もしくは歯科医師によって使用され、またはこれらの者の処方せんもしくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品です。 (7)その他の医薬品 医療用医薬品以外の医薬品です。 最終製品として輸入された医薬品、衛生材料、医療機器及び医薬部外品並びに製剤で輸入され、国内で小分 け製造された医薬品及び医薬部外品です。 (8)一般用医薬品 その他の医薬品のうち、配置用家庭薬以外の医薬品です。 製造販売事務所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社 その他の医薬品のうち、主として配置用家庭薬に用いることを目的として供給される医薬品です。 の製造所に委託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。 (10)セルフメディケーション税制対象医薬品 その他の医薬品のうち、セルフメディケーション税制の対象の医薬品です。 製造所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造販 (11)輸入※ 売事務所から受託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。 常用従業者

主として輸入された医薬品(原末、原液及び製剤原料を含む。)から製造された医薬品です。

(12)輸入品☆

最終製品として輸入された医薬品、衛生材料、医療機器及び医薬部外品並びに製剤で輸入され、国内で小分け製造された医薬品及び医薬部外品です。

(13)委託製造

製造販売事務所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造所に委託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

(14)受託

製造所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造販売事務所から受託することです。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

(15) 学田従業ま

調査期間の12月末現在において、実際に医薬品の生産(輸入)、管理、その他の業務に常時従事する従業者です。たとえ、重役、理事者であっても医薬品製造(輸入)に関係ある一定の職務に従事する者は常用従業者となります。

(16)臨時従業者

1箇月以内の期限を限って雇用される者および日々雇用される者です。

(17)特揭医薬品、特揭医薬部外

最終製品のうち、生産金額が多いもの、又は頻用されているもの等について、品目ごとに生産(輸入)金額及び生産(輸入)数量を把握するため選定された 品目です。特掲医薬品については、年間生産(輸入)金額が原則1億円以上かつ複数者から報告のある品目を掲載しております。

(18)自家消費

各製造所で製造されたもののうち、調査期間にその製造所において消費したものの金額および数量です。

(19)大判製品

原籍または原反等から製造されたものであって、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。衛生材料の脱脂綿及びガーゼ については、最終製品ではなく、小分け前の大判製品の状態にあるものを報告の対象としています。

■ 2. 表章記号

「-」は、単位未満のもの又は実績がないものです。

「…」は、一剤型または規格が異なるため集計ができないものです。

「・」は、その事象の出現が本質的にあり得ないものです。

- 3 地域別

北海道:北海道

東北:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東越静: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

東海北陸:富山、石川、岐阜、愛知、三重

近畿:福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国:鳥取、島根、岡山、広島、山口四国:徳島、香川、愛媛、高知

九州:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

集計•推計方法

薬事工業生産動態統計調査の集計では、月報集計と年報集計を行っています。集計事項については以下のとおりです。

■ 1. 月報集計事項

医薬品

第1表 都道府県別医薬品生産・輸入・出荷・月末在庫金額

第2表 都道府県別医薬品製造販売所 製造所数

第3表 都道府県別医薬品製造所従業者数及び臨時従業者延数

第4表 医薬品薬効分類別用途区分別生産・輸入金額 第5表 医薬品薬効分類別用途区分別出荷・月末在庫金額

第5表 医 衛生材料

91 エヤット・ 第6表 衛牛材料牛産・輸入・出荷・月末在庫金額数量

第7表 衛生材料地域別生産・輸入・出荷・月末在庫金額

医療機器

第8表 医療機器都道府県別生産・輸入・出荷・月末在庫金額

第9表 医療機器分類別生産・輸入・出荷・月末在庫金額 第10表 医療機器分類別生産・輸入・出荷・月末在庫数量

第10表 医病 医薬部外品

第11表 医薬部外品地域別生産·輸入·出荷·月末在庫金額

調査期間の12月末現在において、実際に医薬品の生産(輸入)、管理、その他の業務に常時従事する従業者です。たとえ、重役、理事者であっても医薬品製造(輸入)に関係ある一定の職務に従事する者は常用従業者となります。

臨時従業ま

1箇月以内の期限を限って雇用される者および日々雇用される者です。

特揭医薬品、特揭医薬部外品

最終製品のうち、生産金額が多いもの、又は頻用されているもの等について、品目ごとに生産(輸入)金額及び生産(輸入)数量を把握するため選定された品目です。特掲医薬品については、年間生産(輸入)金額が原則1億円以上かつ複数者から報告のある品目を掲載しております。

自家消費

各製造所で製造されたもののうち、調査期間にその製造所において消費したものの金額および数量です。

大判製。

原綿または原反等から製造されたものであって、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。衛生材料の脱脂綿及びガーゼについては、最終製品ではなく、小分け前の大判製品の状態にあるものを報告の対象としています。

•地域別

北海道

北海道

車业

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東越

『不足記』 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

東海北陸

富山、石川、岐阜、愛知、三重

近畿

福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

+ E

鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国

徳島、香川、愛媛、高知

九州

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

·表章記号

「-」 単位未満、実績のないもの、または報告のあった事業所が特定される可能性があるため公表できないものです。

「…」 剤型または規格が異なるため集計ができないものです。

「・」 その事象の出現が本質的にあり得ないものです。

「0,0.0」 平均値、比率等で丸めた結果が表章すべき最下位の桁の1に該当しないものです。

〈集計・推計方法〉

第12表 医薬部外品薬効分類別生産・輸入・出荷・月末在庫金額 〈集計業務の実施系統〉 第13表 特揭医薬部外品生產·輸入金額数量 再生医療等製品 第14表 再生医療等製品生産・輸入・出荷・月末在庫金額数量 ※再生医療等製品の調査結果については、報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から公表は行っていません。 2. 年報集計事項 第1表 都道府県別医薬品生産・輸入・出荷・在庫金額 第2表 都道府県別医薬品製造販売事務所・製造所数(月平均) 第3表 都道府県別医薬品製造所従業員数及び臨時従業員数(月平均) 第4表 医薬品薬効分類別用途区分生産・輸入金額 第5表 医薬品薬効分類別用途区分出荷·在庫金額 第6表 医薬品剤型分類別生産・輸入・出荷・在庫金額 第7表 医薬品生産規模別製造所数生産·輸入·出荷·在庫金額 第8表 従業者規模別製造所数及び医薬品生産・輸入・出荷・在庫金額 第9表 特揭医薬品生産·輸入金額数量 第10表 特揭医薬品出荷金額数量 第11表 医薬品州別輸入・輸出金額 第12表 医薬品主要国別輸入・輸出金額 第13表 医療用医薬品薬効分類別主要国別輸入金額 第14表 医療用医薬品薬効分類別主要国別輸出金額 衛生材料 第15表 衛生材料生産・輸入・出荷・在庫金額数量 第16表 衛生材料地域別生産・輸入・出荷・在庫金額 第17表 衛生材料州別輸入·輸出金額 医療機器 第18表 医療機器都道府県別生産・輸入・出荷・在庫金額 第19表 生產規模別製造所数医療機器生產·輸入·出荷·在庫金額 第20表 医療機器分類別生産·輸入·出荷·在庫金額 第21表 医療機器分類別生産·輸入·出荷·在庫数量 第22表 医療機器州別輸入·輸出金額 第23表 医療機器主要国別輸出・輸入金額 第24表 医療機器大分類別主要国別輸入金額 第25表 医療機器大分類別主要国別輸出金額 医薬部外品 第26表 医薬部外品地域別生産・輸入・出荷・在庫金額 第27表 医薬部外品薬効分預別生産·輸入・出荷・在庫金額 第28表 特揭医薬部外品生産・輸入金額数量 第29表 医薬部外品州別輸入 輸出金額 第30表 医薬部外品主要国別輸入・輸出金額 再生医療等製品 第31表 再生医療等製品生産·輸入·出荷·在庫金額数量 ※再生医療等製品の調査結果については、報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から公表は行っていません。 3. 集計業務の実施系統 調査対象事業所から提出された調査票は、厚生労働省医政局経済課で記入誤り等を確認したのち、委託業者において集計されます。 利用上の注意 1. 集計業務の実施系統 この調査における輸出入の数値は、国内の生産力などの実態を明らかにすることを目的としている統計であり、貿易実態を把握するための利用には適しま せん。そのため、輸出入の数値を利用する際はご注意下さい。 [具体的に医薬品の場合で例示します(医療機器でも同様です。)。] この調査は、日本国内において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の許可を受けた製造販売所又は製造所を集計対象 としており、輸出入の定義は次のとおりです。 。輸出=最終製品の輸出(直接輸出分のみ) 輸入=最終製品の輸入+製剤で輸入され国内で小分け製造した製品 国内で製造販売所から輸出業者(商社等)に販売し、輸出業者が海外に出荷した製品は、この調査では国内で輸出業者に販売した段階で国内出荷として集 計するため、輸出には反映しません。また、製剤として輸出し、海外で製造(最終製品化)した製品も、最終製品の輸出ではないため、輸出には含みません。

集計対象が国内の製造販売所又は製造所のため、海外で現地生産し海外展開している製品は、この調査では集計の対象外となります。

このように、この調査は貿易実態の把握を目的とした利用には適しませんので、ご利用に当たってはご注意下さい。

■ 2. 薬事工業生産動態統計 医療機器統計表の標章について

平成21年1月分より医療機器調査票については、平成16年7月20日医薬食品局長通知(薬食発第0720022号)「薬事法第二条第五項から第七項までの規定 により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定す る特定保守管理医療機器(告示)の施行について」による分類コードと一般的名称を使用した集計を行っておりますが、標章については従来どおり平成7年11 月1日業務局長通知(業発第1008号)「医療用具の一般的名称と分類」による分類コードと一般的名称を使用しております。

新分類コード及び一般的名称に対応する標章名(旧一般的名称)はリンク先の対応表を参照願います:対応表(<u>Excel</u>:716KB)

この対応表は薬事工業生産動態統計の標章のみに使用される物となりますのでご留意下さい。

■ 3. 調査の回答状況

調査対象数、報告者数及び報告率は次のとおりです。

	調査対象者数	報告者数	報告率
製造販売事務所	約4,400	約650	約15%
製造所	約7,200	約3,200	約44%

(注意)製造販売事務所については、最終製品となる製造工程を他社の製造所に委託している場合及び最終製品を輸入している場合のみ、製造所につい ては、最終製品となる製造工程を行っている製造所のみ(医薬品の場合のみ全製造所)報告することとしているため報告率が低くなっています。

■ 4. 調査結果の報告

この調査の結果は、月報、年報として報告しています。

- 調査月の翌々月末までに公表することとしています。

調査年の翌年12月末までに公表することとしています。 年報では、次のような処理により月報報告から修正される値があります。 月報確定後に回収された回答の反映 回答データの精査による修正

■ 5. 季節調整情報

この調査では季節調整済み系列は作成していません。

利活用事例

■ 1. 各種加工統計における利用

鉱工業指数(経済産業省、都道府県) 企業物価指数(日本銀行)

OECDヘルスデータ(経済協力開発機構)

■ 2. 薬事行政等の施策への利用

厚生労働省では、医薬品・医療機器産業の中長期的な将来像を示す「医薬品産業ビジョン」及び「医療機器産業ビジョン」をおおむね5年ごとに改定していま す。(直近では平成25年6月)

本調査の結果から、市場規模、市場構造、輸出入の現状、外資系企業のシェア等を把握し、当該情報を基に、当該2つのビジョンにおいて、課題の分析や 産業政策の今後の方向性について検討しています。

■ 3. 最近の白書等における利用

厚生労働白書

■ 4. 民間企業や学術研究機関等による利用

民間企業、業界団体、大学等において、医薬品・医療機器産業の研究及び分析の基礎資料として活用されています。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

〈調査の回答状況〉

〈調査結果の報告時期〉

〈利活用事例〉

		主な追加領
	(新規)	
厚生労働省		〈調査票記入上の
Ministry of Health, Labour and Welfare		
薬事工業生産動態統計調査:Q&A		〈オンライン回名
調査の報告に関するもの		
Q. 医薬品等の製造販売業者又は製造業者は必ず調査票を提出する必要はありますか。		〈他統計との比
A. 製造販売業者は、国内の他社の工場に最終製品となる製造工程を委託している場合及び最終製品を輸入している場合のみ調査票を厚生労働省医政局 経済課に直接提出する必要があります。ただし、平成31年1月分調査からは、全製造販売業者が調査票を提出する必要があります。 製造業者は、最終製品となる製造工程を行っている場合のみ都道府県業務主管課に調査票を提出する必要がありますが、 <u>包装・表示・保管のみ行って</u> いる場合は調査 <u>需の提出は不要</u> です。(ただし、医薬品の製造業者は全て調査票算票(医薬品生産(輸入)月報総括表)を提出する必要があります。)。な お、平成31年1月分調査からは、製造業者は調査票提出が不要となります。		
Q. 製造業と製造販売業両方の業許可も取得していますが、どちらから報告すれば良いですか。		
A. 報告する製品により下記[1]~[3]のとおり異なります。 [1] 御社が製造販売承選等を取得している製品について、自社の工場で最終製品となる製造工程(滅菌・包装の前の製造工程。以下同じ。)を行っている場合は、当該工場が製造業者として生産金額・出荷金額・在庫金額を報告してください。 [2] 御社が製造販売承認等を取得している製品について、海外の工場又は国内の他社工場で最終製品となる製造工程を行っている場合は、 <u>製造販売業者として</u> 生産金額・出荷金額・在庫金額を報告してください。この場合、国内の他社工場からも必ず受託額を報告していることを確認してください(海外の工場から報告は不要です)。 [3] 他社が製造販売承認等を取得している製品について、自社の工場で最終製品となる製造工程を行っている場合は、当該工場が製造販売承認等を取得している製品について、自社の工場で最終製品となる製造工程を行っている場合は、当該工場が製造業者として受託額を報告してください。		
級を報告していたとい。 なお、製造販売業者として報告する場合は、厚生労働省医政局経済課に直接、製造業者として報告する場合は、所在する都道府県の業務主管課に調査 票を提出してください。		
Q. 「最終製品となる製造工程」とはどの工程のことでしょうか。		
A. 「最終製品となる製造工程」とは、滅菌・包装の前の製造工程をいいます。医療機器の場合は、「主たる組立」の工程をいいます。。		
Q. 「生産」とはどの時点をいうのでしょうか。		
A. 出荷判定を行った時点をいいます。		
Q. 報告する金額のペースとなる「事業所販売価格」とは何でしょうか。		
(4. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (4. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (5. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (6. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (6. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (6. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (6. 報告する並振の・・・へとなる・事未別級児園刊3とは内でとよりか。 (6. 報告するが展示を表現している。) (7. 報告を表現している。) (7. 報告を表現している。) (7. 報告を表現している。) (8. 報告を		
Q. 製造業者が他社の製造販売業者から受託している場合は、「出荷」及び「月末在庫」の金額・数量欄には何を記入すれば良いですか。		
A 「出荷」及び「月末在庫」の金額・数量欄は空棚にしてください。「生産(輸入)」の金額欄には、受託製造金額(委受託契約等により製造業者が製造販売業者より受けとる製造金額単価に数量を乗じた額(消費税を含む。))を、「生産(輸入)」の数量欄には調査月に製造した数量を記入してください。		
Q.「委受託先事業所番号」欄には何の番号を記載すれば良いですか。		
A. 「委受託先事業所番号」欄には、厚生労働省が発行する9桁の「業者コード」を記入してください。製造販売業者が他社の工場に委託している場合は、当該 工場の業者コードを記入し、製造業者が他社の製造販売業者から受託している場合は、当該製造販売業者の業者コードを記入してください。 <u>委受託先の</u> 業者コードが不明な場合は、委受託先に確認し、必ず記入してください。		
Q. 事業所番号(業者コード)の登録・変更等についてどのようにすれば良いですか。		
A. 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課許可管理係にお問い合わせください。		
Q. 海外の工場に製造委託した場合、「委受託先事業所番号」欄は何を記入すれば良いのでしょうか。		
A. 海外の工場に製造委託した場合、「委受託先事業者番号」欄は空欄にしてください。		

Q. サンプル品を製造していますが、報告する必要はありますか。

A. サンプル品については、報告不要です。

Q. 輸出品について、出荷(輸出)金額を米国ドルでしか把握していない。どのように報告すれば良いですか。

A. 下記HPにおいて財務省が示す外国為替相場※をもとに円に換算して報告してください。

※調査月末日を含む適用期間の外国為替相場を使用してください。

Q. 出荷後返品された場合はどのように報告すれば良いですか。

A. その返品が当月に出荷したものの場合は、当初の出荷分から返品分を差し引いて当月の出荷金額及び出荷数量としてください。その返品が前月以前に 出荷したものの場合は、在庫に返品分を加えて、当月の在庫金額及び在庫数量としてください。

Q. 廃棄した場合の報告はどのように行えば良いですか。

A. 廃棄処理した場合は、当月の在庫から廃棄分を差し引いて、当月の在庫金額及び在庫数量としてください。

Q. 調査票第1票(医薬品生産(輸入)月報総括表)の従業者うち、「臨時従業員の月間における延人員」欄について、何を記入すれば良

A. 臨時従業者(1か月以内の期限に限って雇用される者及び日々雇用される者)が調査月に勤務した日数の合計を記入してください。例えば、1名の臨時従 業者が調査月に10日間勤務した場合、「10」と記入してください。なお、休日勤務した場合も含めてカウントしてください。

Q. 複数国向けに医薬品等を製造している場合、調査票にはどのように記入すれば良いですか。

A. 同一品目医薬品等について複数国向けに製造している場合は、「生産(輸入)」欄及び「月末在庫」欄は1つにまとめ、「出荷」欄のみ出荷先国ごとに分けて

SI e			뮥										10		金			QЯ				
常初コード	я	全 用油	E.9	Mit.	出席	æ	er e	S		*	庚 (40 2			ж	25			В	*	在	st.
GEーコー19	E	e os:	3- F E	E/P	EЯ	œ	3	٠ĸ		_			**		ш	~			-	**		-
ω	[2]	(a)		10	[2]	(c)		_	[7]	_		_		(a)		_		(9)	_		_	
1 1 4 D 0 0 D 0 0 0	0 0 1			1	2	3	0	4		+10	10		68	+-98	2	0	000	+	×	- 2	επ 0	000
1 1 4 D 0 0 D 0 0 0	0 0 1	П	П	1	2	2	0	5				T	0		3	0	000	Г	T			(
1 1 4 D 0 0 D 0 0 0	0 0 1	П	П	1	2	2	1	3				T	0		3	0	000		T			(

Q. 製造販売業者が関連会社(別法人)に製造委託する場合は、自社製造に含めるのでしょうか。

A. 関連会社であっても、別法人の場合は他社製造として報告してください。

Q. 返品されたものを再度出荷する場合、再度報告する必要はありますか。

A. 再度報告してください。

Q. 医療用医薬品について報告したいのですが、薬価がまだ決まっていない場合、調査票第II票(医薬品生産(輸入)月報)の「銘柄コー ド」欄に何を記入すれば良いですか。また、価格はどのように記入すれば良いですか。

A. 「暫定コード」を使用して報告してください。「暫定コード」に関する詳細は医薬品調査票記入要領をご覧ください。薬価決定後は薬価基準収載医薬品コード で報告してください。 また、価格について、現時点で想定される価格ベースで報告し、薬価決定後は事業所販売価格ベースで報告してください。

なお、「暫定コード」で報告をした調査票について、遡って薬価基準収載医薬品コードに修正する必要はありません。

Q. オンラインで報告したいのですが、まず何をすれば良いですか。

A. オンライン報告をご利用いただくためには「調査対象者ID」及び「確認コード(パスワード)」の登録が必要です。登録のためには、厚生労働省の下記HPよ りオンライン報告申請様式をダウンロードし、必要事項をご記入ください。ご記入後、製造所の場合は所轄の都道府県に提出方法等お問合せいただき、製 造販売業者の場合は申請書に記載されているアドレス宛に電子メールにてお送りください。登録が完了次第、折り返しご連絡します。

なお、オンライン申請様式には製造所用及び製造販売業者用の二種類がありますのでご注意ください。

また申請の締め切り日についてですが、毎月20日となっております。例えば、5月分報告からオンライン申請希望する場合は、4月20日までに申請を行っ

ていただく必要があります。締め切り日を過ぎてからの申請に関しては翌月の対応となるので、お急ぎの場合はご注意ください。

調査の結果に関するもの

Q. 薬事工業生産動態統計年報の集計期間はいつからいつまでですか。

A. 各年の1月から12月の結果を集計しています。年度での集計はしていません。

Q. 1月から12月までの月報の医薬品生産金額等のデータを足し合わせると、年報のデータと異なるのですが、なぜでしょうか。

A. 月報公表後に調査対象事業所から追加・修正の報告があり、それら追加・修正データを含めた年報用データに必要な修正を行うためです。

Q. 統計表上の医療機器の番号及び分類は何を指しているのでしょうか(月報統計表第9表及び第10表並びに年報統計表第20表及び 第21表関係)。

A. 医療機器の番号及び分類は、医療機器の旧一般的名称コード及び一般的名称です。

なお、各一般的名称の定義は独立行政法人医薬品医療機器総合機構の下記HPで検索可能です。

http://www.std.pmda.go.jp/stdDB/index_imdn.html

Q. 医薬品の市場規模を知りたいのですが、統計表のどこを見れば良いですか。

A. 年報統計表第5表「医薬品薬効分類別用途区分別出荷・在庫金額」の総合計欄の「国内」欄をご覧ください。

Q. 個別製品に係る生産金額等のデータは見られますか。

A. 見られません。見られるデータはHPで公表しているデータのみです。

Q. ある医療機器がどの医療機器一般的名称に当てはまるか調べる方法はありますか。

A. 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課にお問い合わせください。

事務処理基準

Q. 調査方法の説明をみると、各都道府県を経由して調査を行ったと記載されていますが、具体的には厚生労働省からどのような指示を 出して、どのように調査が行われていますか。

A. 厚生労働大臣の許可又は登録を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造する製造所については、都道府県が調査票の配布、 おみ家内 回収 整理及び確認を行っています。

記入案内、回収、整理及び確認を行っています。 これらの具体的な事務処理内容については、都道府県へ送付している「<u>統計調査員事務処理要領</u>[306KB]」をご参照ください。

調査票提出確保

Q. 私の会社はいつも調査に協力していますが、会社によっては答えていないところもあるのではないですか。

A. 調査の精度を高めるためには、調査対象の皆様のご協力が必要です。厚生労働省では、調査票の提出を確保するために、前月提出があったにも関わら ず当月の提出がない調査対象事業所に対して電話、電子メールによる管促を行っています。

秘密保護

Q. 調査で答えた内容が外部に漏れることはないのですか。調査内容には個人情報も含まれているので心配です。

A. 薬事工業生産動態統計調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」(総務省)に基づいて行われます。統計調査に従事する者(外部委託先も含めて) には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が設けられています。 調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的(例えば徴税など)に調査票の回答内容を使用することも禁止され ています。ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の 保護には万全を期しておりますので、調査の対象となられた方々は、安心してご回答ください。

非回答事項に関する集計上の取扱い

- Q. 調査票に回答がなった場合は、なんらかの方法で回答を補っているのですか。
- A. 本調査の集計は、提出された調査票のデータをそのまま集計して、回収率による補正などは行っていません。

オンライン回答数、オンライン提出率

- Q. 本調査は、オンラインでも回答を受け付けているようですが、オンラインでの回答はどのくらいありますか。
- A. 全回答者のうち、オンラインで回答した者の割合は約55%でした(平成28年12月調査)。

異常値、外れ値における集計上の対応

- Q. 調査対象の企業の中には、記載ミスなどにより実際の数値とは異なる数値を回答してしまう企業もあると思いますが、その場合、そ のまま平均値を算出すると実態とはかけ離れた数値になるのではないですか。
- A. 本調査では、前回の回答と比較して大幅に増減している企業等をリストアップし、審査対象としています。そのような企業には電話で確認を行い、正しい数 値に修正をしています。

他の類似統計と比較した説明

- Q. 本調査の結果で公表されている医薬品製造所従業者数は、工業統計調査又は経済センサスー活動調査の結果で公表されている医 薬品製造所従業者数とは少し異なっていますが、なぜですか。
- A. 本調査の結果と年次ベースで行われる工業統計調査及び5年周期で行われる経済センサス-活動調査の結果とを比較したところ、下表のとおりでした。

〈薬事工業生産動態統計調査及び工業統計調査の医薬品製造所従業者数〉

	楽事工業生産動態統計調査	工業統計調査
平成23年	103,988	97,833 (経済センサス)
平成24年	102,689	92,333
平成25年	100,725	92,827
平成26年	101,171	94,379

工業統計調査は、医薬品製造業を主業としており、かつ、従業者4人以上の事業所を対象としていますが、本調査については、主業・副業を問わず、また、従業者規模を問わず、医薬品製造業許可を取得している製造所を対象としていることによるものと考えられます。具体的には、本調査には、医薬品製 造を主業としていない製造所が約300事業所、医薬品の包装等のみを行っている製造所が約500事業所含まれており、その分の差異が、工業統計調査より も数値が大きくなっている理由と考えています。

《経済センサス-活動調査との差異の要因》

経済センサス・活動調査とは、全数調査という点で同じでありますが、本調査については、主業・副業を問わず、医薬品製造業許可を取得している製造所を対象としていることが差異の要因と考えられます。

〈各調査の調査対象範囲 製造所数〉

Q. 薬事工業生産動態統計の医薬品等輸出入額は、貿易統計のものと差異がありますが、なぜでしょうか。

A. 両者の差異は、下表のとおりです。

〈表:薬事工業生産動態統計調査の結果と貿易統計の輸出入額(平成27年)〉

	[1]薬事工業生産動態調査結果	[2]貿易統計	[1]一[2](差異)	差異の主な理由
輸出額	1,535億円	3,479億円	-1,944億円	[1]は運賃、積込料等除外 [1]は間接輸出を除外
輸入額	4兆220億円	2兆6,661億円	1兆3,559億円	[1]はマージンを含む

両統計で輸出入額に大きなずれが生じる理由としては、1. 価格評価方法、2. 把握する輸出の範囲の違いが考えられます。

1. 価格評価の方法について 本調査では、原則として「販売価格から運賃、積込料、その他の諸掛(保険料、倉庫保管料)を除いた価格」で報告を求めています。一方、貿易統計では、 水際価格、のまり、輸出額については、DRI 価格に注り、輸入額については、DRI 価格に注りで報告することとされています。このため、輸出額については、DRI 価格に注り、耐入額の場合には、 総に積み込むまでの国内流通の過程における費用が含まれる貿易統計の方が大きくなり、輸入額については、CIF 価格に製品を輸入した企業のマージン等が含まれる本調査の結果の方が大きくなると考えられます。

- (注1)輸出者が貨物を積み地の港で本船に積み込むまでの費用を負担する条件での価格(海上輸送費、保険代が含まれていない価格)
- (注2)輸入者が荷揚げ以降の費用(輸入関税、通関手数料を含む)を負担する条件での価格(海上輸送費、保険代が含まれた価格)

2. 把握する輸出の範囲

現行の本調査では、直接輸出のみを輸出に計上する扱いとしており、商社等によって行われる間接輸出については、輸出に含めない扱いとなっていま す。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

学校教員統計調査の取組状況

メインページ

变更後 	変更前	主な追加箇	
文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS. SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN	文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN	〈調査の結果〉 ・結果の集計・推計 ・利用上の注意	
学校教員統計調査	学校教員統計調査	- 利活用事例	
調査の概要	調査の概要	〈その他〉	
調査の概要 ・調査の目的 ・調査の沿革 ・調査の根拠法令 ・調査の対象 ・抽出方法 ・調査事項 ・調査票 ・調査の期日 ・調査の方法	調査の概要 ・調査の目的 ・調査の沿革 ・調査の根拠法令 ・調査の対象 ・抽出方法 ・調査事項 ・調査票 ・調査の時期 ・調査の方法	• FAQ	
調査の結果	調査の結果		
結果の概要 ・平成10年度調査から最新の調査の結果の概要を掲載しています。	<u>結果の概要</u> ・平成10年度調査から最新の調査の結果の概要を掲載しています。		
統計表一覧 (※政府統計の総合窓口(e-Stat)のホームページへリンク) ・昭和28年度調査(学校教員需給調査)から最新の調査の報告書を掲載しています。	統計表一覧 (※政府統計の総合窓口(e-Stat)のホームページへリンク) ・昭和28年度調査(学校教員需給調査)から最新の調査の報告書を掲載しています。		
用語の解説 結果の集計・推計 集計・推計方法 利用上の注意	用 <u>語の解説</u> 推 <u>計方法</u> 利用上の注意 「一」計数が無い場合		
利活用事例 その他	「0.0」計数が単位未満の場合 「…」計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合 「X」標本サイズが小さい等のため統計数値を公表しない場合		
FAQ	正誤情報		
公表予定	その他		
<u>公表予定</u>	<u>平成28年度学校教員統計調査について</u> (手引等はこちらよりダウンロードできます。)		
お問合せ先			

生涯学習政策局政策課調査統計企画室

電話番号: 03-5253-4111(内線) 2262、3240 土曜日・日曜日・祝日を除く9時30分~12時00分、13時00分~18時15分メールアドレス: chousa@mext.go.jp

(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)

-- 登録:平成22年01月 --

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

公表予定

<u>公表予定</u>

お問合せ先

生涯学習政策局政策課調査統計企画室

(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)

-- 登録:平成22年01月 --

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

調査の概要

変更後 変更前 主な追加箇所 文部科学省 CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 学校教員統計調査-調査の概要 学校教員統計調査-調査の概要 調査の目的 01 調査の目的 学校の教員構成並びに教員の個人属性, 職務態様及び異動状況等を明らかにす 学校教員統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査(基幹統計である学校教員 ることを目的とする。 統計を作成するための調査)として、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職 務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。 調査の沿革 昭和22年度から実施していた学校教員調査と昭和28年度から実施していた学校 02 調査の沿革 教員需給調査を昭和43年度に統合し、昭和46年度から学校教員統計調査と名前 を改めて実施。 昭和22年度から実施していた学校教員調査と昭和28年度から実施していた学校 教員需給調査を昭和43年度に統合し、昭和46年度から学校教員統計調査と名前 調査の根拠法令 を改めて実施。 統計法 調査の対象 03 調査の根拠法令 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 大学, 高等 学校教員統計調査は、統計法(総務省)(平成19年法律第53号)第2条第4項に基 専門学校, 専修学校及び各種学校の本務教員。(大学, 高等専門学校, 専修学校 づく基幹統計調査(基幹統計である学校教員統計を作成する調査)として、学校教 及び各種学校においては、一部の調査項目について兼務教員も調査。) <u>員統計調査規則(文部科学省)</u>(昭和28年文部省令第12号)に基づき実施してい 抽出方法 全数調査(一部抽出の項目あり) 04 調査の対象 □ 調査の範囲 (PDF:31KB) □ 学校種別・都道府県別の教員個人調査実施校抽出率 (PDF:56KB)

□ ■調査対象の範囲 調査対象の範囲は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育 調査事項 学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 1 学校調査

及び各種学校の本務教員である。(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 においては、一部の調査項目について兼務教員も調査。)

※調査対象の範囲に関する詳細

■調査対象数(調査対象の報告義務)

各調査票の対象者数は以下のとおり(母集団数は学校基本調査による。)

- ア 学校調査票:37,253校
- イ 教員個人調査票:15,939校

(内訳) 幼稚園:4,399校(母集団数:11,252校)

幼保連携型認定こども園:2.822校(母集団数:2.822校)

小学校:2,122校(母集団数:20,313校)

中学校:2,044校(母集団数:10,404校)

義務教育学校:22校(母集団数:22校)

高等学校:1,799校(母集団数:5,648校)

中等教育学校:52校(母集団数:52校)

特別支援学校∶1,125校(母集団数∶1,125校)

専修学校・各種学校:1,554校(母集団数:4,383校)

- ウ 教員個人調査票・教員異動調査票(本務教員):1,175校(全数調査)
- 工 教員個人調査票(兼務教員):1,175校(全数調査)
- オ 教員異動調査票:52,813校(全数調査であるが該当があった場合のみ報告)

詳細は、<u>標本抽出方法</u>を参照

なお、この調査の対象に抽出された学校の長(報告者)は調査票に掲げる事項について報告することが統計法13条(報告義務)で義務付けられている。(学校教員統計調査規則第6条参照)

05 抽出方法

■標本設計及び抽出方法

調査のうち、教員個人調査は標本調査であり、都道府県ごとに学校を教員の多い順に並べて抽出する等間隔抽出法により調査対象を抽出している。

(1)性別,年齡別,職名別本務教員数

2 教員個人調査

- (1) 性別, 年齢及び職名
- (2) 学歴, 勤務年数
- (3) 教員免許状の種類
- (4) 週担当授業時数
- (5)給料月額

3 教員異動調査

- (1) 採用・転入・離職の別
- (2) 性別, 年齢及び職名
- (3) 学歴(採用・転入者のみ)
- (4) 採用・転入前の職業等又は離職の理由

調査の時期

調査周期

3年ごと

調査期日

1 学校調査

調査年10月1日現在

2 教員個人調査

調査年10月1日現在

3 教員異動調査

調査前年度間

調査方法

□ 調査系統 (PDF:51KB)

調査票の配布収集方法

〈調査の対象数〉

■母集団名簿(抽出の枠)

標本抽出にあたっては、学校基本調査の結果を基に作成した学校基本調査台帳 を母集団名簿としている。

■層化の方法

・層化の基準

層化の基準は学校種別、都道府県別に設けている。

標本数の配分

各層への標本数の配分は比例配分により行っている。

■目標精度

本調査の対象となる学校について、各調査ごと、各学校種ごと、設置者ごと及び都 道府県ごとにそれらの母数の規模を勘案して、目標精度を約4%に保つように調査 設計を行った。

06 調査事項

1 学校調査

(1)性別、年齡別、職名別本務教員数

2 教員個人調査

- (1) 性別、年齢及び職名
- (2) 学歴、勤務年数
- (3) 教員免許状の種類
- (4) 週担当授業時数
- (5)給料月額

3 教員異動調査

- (1) 採用・転入・離職の別
- (2) 性別、年齢及び職名
- (3) 学歴(採用・転入者のみ)
- (4) 採用・転入前の職業等又は離職の理由

文部科学省は直接又は都道府県知事若しくは市町村教育委員会をとおし調査対 象校に調査票を送付し、記入された調査票を回収。

お問合せ先

生涯学習政策局政策課調査統計企画室



Get ADOBE* READER* PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、イン ストールしてください。

(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)

-- 登録:平成22年01月 --

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

〈抽出方法〉

- 母集団名簿
- 層化方法
- 目標精度

〈調査票等〉 07 手引及び調査票 〈調査票の提出期限〉 ■平成28年度の調査票と記入要領等 - 幼稚園・幼保連携型認定こども園 •<u>小学校</u> •<u>中学校</u> - 義務教育学校 •<u>高等学校</u> •<u>中等教育学校及び特別支援学校</u> 専修学校及び各種学校 大学、短期大学及び高等専門学校 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会 08 調査の期日 ■調査の期日 1 学校調査 調査年10月1日現在 2 教員個人調査

調査年10月1日現在

■調査票の提出期限(平成28年度調査)

1 文部科学大臣に直接、調査票を提出する者

2 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

3 教員異動調査 調査前年度間

平成28年11月21日

3 都道府県教育委員会

平成28年12月12日

09 調査の方法

直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、調査票を配布。調査票は文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出、市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、学校調査については市町村教育委員会集計表を作成し、調査票とともに都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び市町村教育委員会集計表を審査・整理のうえ、学校調査については都道府県教育委員会集計表を作成し、調査票とともに文部科学大臣に提出する。提出は郵送又はオンラインにて行った。

■調査経路

- 1 文部科学省 → 国立の学校、公立の大学、私立の大学及び高等専門学校
- 2 文部科学省 → 都道府県教育委員会 → 都道府県立及び私立の学校
- 3 文部科学省 → 都道府県教育委員会 → 市町村教育委員会 → 市町村立の学

■配布方法

郵送又はオンライン

■収集方法

郵送又はオンライン

- 調査の範囲 (PDF:31KB)
- <u>学校種別・都道府県別の教員個人調査実施校抽出率 (PDF:123KB)</u>

 □

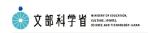
お問合せ先

生涯学習政策局政策課調査統計企画室

〈調査票の配布・収集方 法〉

調査の結果

変更後	変更前	主な追加箇所
		〈集計業務の実施系統
文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN	文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN	
集計•推計方法	結果数値の推計方法	
集計・推計方法	以下の計算式により都道府県ごとにウェイト値を算出し、推計している。	
■集計業務の実施系統		
提出された調査票は、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室におい て集計される。	〇 公立小学校・中学校、公立高等学校(全日制・定時制)、私立全日制高等学校、公立・私立幼稚園の場合	
■推計方法	ウェイト値 = 本調査の学校調査による教員総数(性別、5歳毎の年齢区分別、 職名別) / 本調査の教員個人調査による教員数(性別、5歳毎の年齢区分別、	
結果数値の推計方法	職名別)	
以下の計算式により都道府県ごとにウェイト値を算出し、推計している。		
(1)公立小学校・中学校、公立高等学校(全日制・定時制)、私立全日制高等学 校、公立・私立幼稚園の場合	○ 私立専修·各種学校の場合	
ウェイト値 = 本調査の学校調査による教員総数(性別、5歳毎の年齢区分別、 職名別) / 本調査の教員個人調査による教員数(性別、5歳毎の年齢区分別、 職名別)	ウェイト値 = 学校基本調査による教員総数(都道府県別、本務・兼務別) / 本調査の教員個人調査による教員数(都道府県別、本務・兼務別)	
(2)私立専修・各種学校の場合	※私立の専修学校・各種学校については学校調査を行っていない。	
ウェイト値 = 学校基本調査による教員総数(都道府県別、本務・兼務別) / 本 調査の教員個人調査による教員数(都道府県別、本務・兼務別)		
	お問合せ先	
お問合せ先	生涯学習政策局政策課調査統計企画室	
生涯学習政策局政策課調査統計企画室	(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)	
(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)	登録: 平成29年01月 	
登録:平成30年02月	Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology	
Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology		



結果の集計・推計

結果の集計・推計

学校教員統計調査の集計では、中間報告と確定値の報告を行っている。集計区分と主な集計内容については以下のとおりである。

#	計区分	集計内容
	高等学校 以下 学校調査	学校種別(幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、、年齢別、職名別本務教員数学校種別(小学校、中学校、高等学校)、都道府県別、年齢別本務教員数
	高等学校 以下 教員個人 調査	動務年数区分別、学歷区分別、週教科等担任授業時数別、給料月額別 教員構成
	高等学校 以下 教員異動 調査	年齢別 異點(実用・転入・離職)教員数 学歴区分別、採用前の状況別 採用教員数 転入前の状況別 転入教員数 額職の理由別 離職教員数
中間報告	専修学 校・各種 学校 教員個人 調査	本務教員の年齡構成(專修学校·各種学校) 本務教員の勤務年数区分別構成(專修学校·各種学校) 本務教員の學歷構成(專修学校·各種学校) 本務教員の學歷構成(專修学校·各種学校) 本務教員の過数科担当授業時数別構成(專修学校·各種学校) 本務教員の給料月類別構成(專修学校·各種学校)
	大学等 教員 翻査	学校種別(大学、短期大学、高等専門学校)、年齢別、職名別本務教員数 動務年数区分別 本務教員数 学歴区分別 本務教員数 年齢区分別、専門分野別 本務教員数 の自校出身者の占める比率 本務教員として動務している学校における週担当授業時数別 本務教員数
	大学等 教員異動 調査	年齢別 奨動(採用・転入・離職)教員数 採用前の状況別 採用教員数 転入前の状況別 転入教員数 離職の理由別 離職教員数
確定値	高等学校 以下 学校調査 票	年齡別 職名別、都道府県別 年齡別 本務教員数
	高等学校 以下	動務年数区分別 職名別、学歴区分別 年齢区分別、免許状別 職名別、学級担任状況別 職名別、授業担任状況別 職名別、週教科等担任授業時数別 職名別、給料月額別 職名別 教員構成

(新規)	
	〈集計事項〉

教員個人 調査	都道府県別 本務教員の平均勤務年数 平均週教科等担任授業時数 平均給料月額 都道府県別 本務教員の学歴構成
高等学校以下教員	年齢別 異動(採用・転入・離職)教員数 年齢区分別、職名別 性別、学歴区分別 年齢区分別、採用前の状況別 職名別 採用教員数 年齢区分別、職名別 性別、学歴区分別 年齢区分別、転入前の状況別 職名別 転入教員数 年齢区分別、職名別 性別、離職の理由別 年齢区分別 離職教員数 都道府県別 転入・採用・離職教員数
専修学 校·各種 学校 個人 調査	学歴区分別 教員構成 年齢区分別 所属課程別 性別、勤務年数区分別 所属課程別 性別、専門分野別 年齢区分別、所属学 科別 年齢区分別、授業担当状況別 所属課程別 性別、過教科担当授業時数別 所属課程別 性別、給 料月額別 年齢区分別 本務教員構成 年齢区分別 所属課程別 性別、設置者別 本務とする職業別 年齢区分別 兼務教員構成 都道府県別 本務教員の平均年齢 平均週教科担当授業時数 平均給料月額
大学等 教員個人 調査	年齢別 職名別 性別、年齢区分別 専門分野別、勤務年数区分別 職名別、学歴区分別 専門分野別、非業担当状況別 職名別、本務教員として勤務している学校における週担当授業時数別 職名別、他学校で選担当授業時数別 職名別、給料月額別 職名別 本務教員数 専門分野別 本務教員数 専門分野別 本務教員の兼務先 年齢区分別 専門分野別、専門分野別 本務先別 兼務教員数
大学等 教員異動 調査	年齢別 異動(採用・転入・離職)教員数 年齢区分別、職名別 性別、採用前の状況別 職名別、採用前の状況別 学歴区分別、採用前の状況別 専門分野別 採用教員数 年齢区分別、職名別 性別、転入前の状況別 年齢区分別、転入前の状況別 職名別、転入前の状況別 専門分野別 転入教員数 年齢区分別、職名別 性別、離職の理由別 年齢区分別、離職の理由別 職名別、離職の理由別 専門分 野別

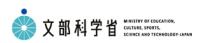
お問合せ先

生涯学習政策局政策課調査統計企画室

(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)

-- 登録:平成29年01月 --

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



利用上の注意

利用上の注意

■合計と内訳について

教員個人調査については、標本調査で、標本数にウェイト(抽出率の逆数)をかけた推計値から求めた構成比である。集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とは一致しない場合がある。また、単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求められても一致しない場合がある。

■記号について

1「一」は計数なし、「0.0」は単位未満であることを表している。

2「…」は、計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合であることを表している。 3「x」は、標本サイズが小さいため、そのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある ため、数値を秘匿した箇所である。

■調査結果の報告

この調査の結果は、中間報告、確報として報告している。

「中間報告」と「確報」の両方が公表されている場合は、「確報」が確定値となる。

(1)中間報告

調査年の翌年7月頃に公表している。

(2)確報

調査年の翌々年3月頃に公表している。

中間報告に加え、残る調査項目、集計区分を掲載している。

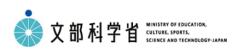
なお、次のような処理により中間報告から修正される値がある。 ・速報確定後に回収された回答の反映

・回答データの精査による修正

■季節調整情報

季節調整を行っていない

(新規)		
	〈結果の報告	寺期〉



利活用事例

利活用事例

1 行政施策上の利用

・教員免許制度の基礎資料としての利用

小中一貫教育の制度設計に当たり、小学校教員免許・中学校教員免許の両方を有する者が多くない(※)ことを踏まえ、義務教育学校においても、当分の間はどちらか一方の免許を有することをもって相当する課程(小学校教員免許なら小学校課程、中学校教員免許なら中学校課程)の指導を可能とする経過措置を設けた。

(※)小学校教員で中学校教員免許を有する者が61.4%、中学校教員で小学校教員免許を有する者が26.3%(平成25年度学校教員統計より)

- ・計画的な教員養成の基礎資料として利用
- 中央教育審議会(教員養成部門)において、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始めていることなどを指摘、継続的な研修の必要性などを提言。
- ・新たな高等教育機関の審議における基礎資料としての利用 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化に当たり、実務家教員 の配置の義務付けの必要性や、資格要件について議論するための基礎資料とし て活用。

2 国際比較のための利用

・OECDへのデータ提供

「図表で見る教育:OECDインディケータ」の刊行に当たり、本調査に基づく各種データ(「教員の年間授業時間数」、「教員の年齢別・性別割合」等)を提供。

お問合せ先

生涯学習政策局政策課調査統計企画室

(新規)	
	〈利活用事例〉

変更後	変更前	主な追加箇所
	(新規)	
文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, CHECKMEL ADDITION,		〈秘密保護〉
FAQ		〈結果精度に関する† 報〉
<faq:事務処理基準></faq:事務処理基準>		
Q 調査方法の説明をみると、各都道府県を経由して調査を行ったと記載されていますが、具体的に は文部科学省からどのような指示を出して、どのように調査が行われていますか?		〈オンライン回答率〉
A 国立の学校又は公立、私立の大学、専門学校は文部科学省が直轄で調査を行いますが、それ以外の都道府県立、市町村立及び私立の学校については、調査票の配布、記入案内、回収、整理、確認を、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会を経由して行っています。これらの具体的な事務処理内容については、都道府県等へ送付した「 <u>都道府県教育委員会及び市町村教育委員会用の手引」</u> をご参照ください。		
<faq:秘密保護></faq:秘密保護>		
Q 調査で答えた内容が外部に漏れることはないのですか? 調査内容には個人情報も含まれてい るので心配です。		
A 学校教員統計調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」(総務省)に基づいて行われます。 統計調査に従事する者(外部委託先も含めて)には統計法により守秘義務が課せられており、違反 した場合には罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が設けられています。 調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的(例えば徴 税など)に調査票の回答内容を使用することも禁止されています。ご回答いただいた調査票は、外 部の人の目に触れることのないよう保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人 情報の保護には万全を期しておりますので、調査の対象となられた方々は、安心してご回答くださ い。		
<faq:結果精度に関する情報></faq:結果精度に関する情報>		
Q 統計表に示されている数字は、どうやって計算されていますか? 調査の対象は全学校ではなく、一部の学校であり、また、回答しない学校もあると思いますが、数字に誤差などはありますか?		
A 統計調査の結果には、必ず何らかの誤差が生ずることは避けられません。例えば、標本調査では、調査されなかった調査対象があるので、全数調査を行えば得られたはずの値(これを「真の値」といいます。)と調査結果には差が生じます。全数調査を行わずに標本調査を行ったことにより生ずる差のことを「標本誤差」(※1)といいます。また、全数調査を行ったとしても、例えば誤回答や未回答などによる誤差があり、これを「非標本誤差」(※2)といいます。非標本誤差には、調査を行う段階で発生する様々なものがあります。詳細に		
ついては、以下を御覧ください。		

- ・回答をしなかったことにより生ずる誤差(これを「非回答誤差」(※3)といいます。)
- ・集計の際の誤りによる誤差(これを「データ処理による誤差」(※4)といいます。)
- ・標本が正しく母集団の縮図となっていなかったことによる誤差(これを「カバレッジ誤差」(※5)といいます。)
- ・調査員や委託先の質、調査票のデザイン、回答者のミスなどによる誤差(これらを総称して「測定誤差」(※6)といいます。)

※1 標本誤差とその計算方法

一部調査の結果は、標本調査で調査票が回収された標本から得られた推定値なので、標本誤差を含んでおり、全数調査をすれば得られるはずの値(以下「真の値」といいます。)とは必ずしも一致しません。集計結果の推定値には、標本調査による一定の統計的誤差を含んでいます。

参考表に示した「標準誤差率」は、全数調査を行った場合に得られるはずの「真の値」の存在範囲を示す目安となるものです。推定値を中心として、その前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間内に真の値があることが約 95%の確率で期待されます(20回のうちおおよそ19回は正しい)。

なお、参考表の「主要項目別の標準誤差率」は、以下の式で計算されています。

$$e = \sqrt{V}/G$$

$$V = \sum_{h} N_h (N_h - n_h) s_h^2 / n_h$$

- e: G の標準誤差等
- V: G の分散の推定値
- sh: 第 h 層の標本の標準偏差
- N_h: 第 h 層の母集団施設数
- nh: 第 h 層の標本 (回収) 施設数

※2 非標本誤差とそれに関する研究分析

非標本誤差には、非回答誤差、カバレッジ誤差、データ処理による誤差、調査員や委託先の質による誤差、回答者の誤りによる誤差などがあり、調査の過程において介在する人間が多くなれば、それだけ非標本誤差も大きくなります。このような誤差は、標本誤差と違って、どの程度の誤差が発生しているのか、数字で評価することができません。したがって、調査の設計の際には細心の注意を払って、なるべく起こらないようにすべきです。例えば回答者の回答誤りについては、誤解が生じにくいように調査票を設計するなどの工夫が必要です。

※3 非回答誤差とこれを減じるための措置

調査では、集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、対象者の ミスや回答しづらいもの、あるいは意図的に回答を拒否するものなどがあり、必ずしも調査項目がす べて回答されているわけではありません。このような回答漏れによる誤差を「非回答誤差」といい、 事前の調査票の工夫や記入要領による丁寧な説明などによりできるだけ減らすように努めなけれ ばなりません。

本調査では、非回答を減らすために、次のような方法をとっています。

1 調査票提出時のチェック

オンライン調査票の提出の際にエラーチェックを行い、記載忘れ等により記載がない欄があると提出ができないようにしています。

2 調査票提出後のチェック

紙調査票については回答後に記入漏れや記入ミスのチェックを行い、発見した場合は教育委員会 経由で照会をしています。

※4 データ処理による誤差とこれを減じるための対応

非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する 「データ処理による誤差」があります。

このうち代表的な誤差は、データを電子化(データパンチ)する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。

学校教員統計調査に限らず、文部科学省の統計調査に関しては、データ処理を民間に委託していますが、委託先の条件として、ベリファイの実施を義務づけています。これは、調査票のデータを並行して2人の違う人が入力し、それぞれのデータを照合することで入力ミスを検出する方法です。この方法により、入力ミスはほぼなくなります。

※5 カバレッジ誤差の発生要因

調査では調べる対象となる「母集団」(これを「目標母集団」といいます。)があり、この母集団情報に基づく名簿(これを「枠母集団」又は「標本抽出枠」といいます。)から事業所等を選定して調査を行いますが、名簿の更新時期等のズレから、目標母集団と枠母集団が必ずしも一致しているとは限らず、それによって生じる誤差を「カバレッジ誤差」といいます。

本調査では、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の本務教員又は兼務教員を母集団とし、名簿には最新の学校基本調査台帳を用いていますが、調査期日のズレ等(学校基本調査は毎年5月1日現在を調査)から廃校、合併等によるカバレッジ誤差が発生する可能性はありますが、きわめて小さいものと評価できます。

※6 測定誤差の説明

もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。

調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解 したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委 託先の質による誤差、測定条件である調査方法(郵送調査か調査員調査かなど)による誤差など 様々な測定誤差があります。

学校教員統計調査では、調査票記入要領等の充実を行い、これらの測定誤差をできるだけ減らすように努めています。

<非回答事項に関する集計上の取扱い>

Q 調査票に回答がなかった場合は、なんらかの方法で回答を補っているのですか?

A 学校教員統計調査の集計では、調査票がほぼ100%提出されているため、回収率による補正などは行っていません。

<オンライン回答数、オンライン提出率>

Q 学校教員統計調査は、ネットでも回答を受け付けているようですが、ネットでの回答はどのくらいありますか?

A 学校教員統計調査は、郵送での回答送付とインターネットで回答送信のおおまかに2種類の方法を用いていましたが、全回答者のうち、インターネットで回答した人は約98%でした。

<異常値、外れ値における集計上の対応>

Q 調査対象の学校の中には、記載ミスなどにより実際の数値とは異なる数値を回答してしまう学校 もあると思いますが、その場合、そのまま平均値を算出すると実態とはかけ離れた数値になるので はないですか?

A 学校教員統計調査では、例えば、記載忘れ等により記載がない欄があるとオンラインで提出ができないようになっています。また、他の回答情報と関係をチェックし、項目間で矛盾が疑われるものをリストアップし、審査対象としています。そのような学校には教育委員会経由で確認を行い、正しい数値に修正をしています。

<他の類似統計と比較した説明>

Q 学校教員統計調査の本務教員数の結果は、似たような学校基本調査の本務教員数の結果とは 少し異なっていますが、なぜですか?

A 小学校等の初等中等教育機関については、地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用による教員の計上に関して差異があるためである。学校教員統計調査においては、「臨時的任用による教員」は計上していない。なお、「産休及び育休の代替教員」については、本調査では別掲と表章しているが、学校基本調査においては教員数に含めている。

学校基本調査は主に教員数に、学校教員統計調査は主に教員の属性(学歴、給料月額等)に主 眼を置いている。

なお、大学等の高等教育機関については、定義による相違はなく、調査時期の違い(学校基本調査は5月1日現在)による。

(参考:平成28年度学校基本調査 調査結果の概要)

表 1 2 小学校の教員数 (本務者) (単位:人)

	(11177:				
区 分	教員数 (本務者)	うち 女性教員	本務教員に 占める女性 教員の比率(%)		
平成18年度	417, 858	261, 951	62. 7		
23	419, 467	263, 332	62.8		
24	418, 707	262,606	62.7		
25	417, 553	261, 109	62. 5		
26	416, 475	259, 875	62. 4		
27	417, 152	260,025	62.3		
28	416, 973	259, 639	62.3		

(参考:平成28年度学校教員統計調査 調査結果の概要)

表 4 小学校の年齢構成

Z					(%)
区分	平成16年度	19年度	22年度	25年度	28年度
本務教員数(人)	388, 664	389, 819	390, 844	384, 956	380, 011
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100. 0
25 歳 未 満	2.1	2.7	3. 3	3.9	4. 7
25~30歳未満	6.8	8.6	10. 1	11.4	12. 6
30~35歳未満	10.0	9.3	10. 1	11.6	12. 6
35~40歳未満	13.3	11.4	10. 5	10.2	11. 3
40~45歳未満	16. 2	14.2	12. 5	11.1	10. 4
45~50歳未満	22.1	18.4	15. 4	13.8	12. 4
50~55歳未満	17.9	20.8	20.7	17.4	14. 8
55~60歳未満	10.9	13.4	15. 9	18.6	18. 1
60 歳 以 上	0.8	1.1	1.5	2.0	3. 3
平均年齢(歳)					
at	44.1	44. 4	44. 3	44.0	43. 4
男	44.8	45. 2	45. 2	45.0	44. 4
女	43.7	43.9	43.8	43. 4	42. 8

お問合せ先

生涯学習政策局政策課調査統計企画室

(生涯学習政策局政策課調査統計企画室)

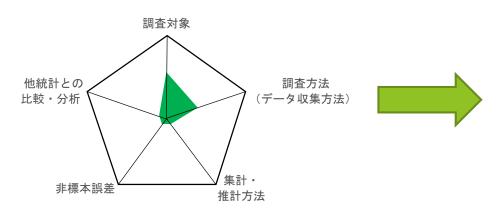
-- 登録:平成30年02月 --

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

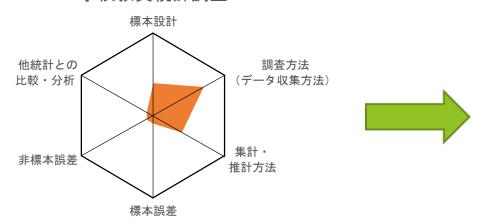
(参考)

見える化状況検査スコア変化(暫定)

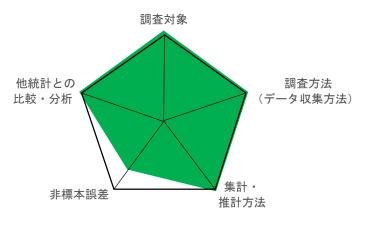
薬事工業生産動態統計調査



学校教員統計調査



薬事工業生産動態統計調査



学校教員統計調査

